



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年10月1日金曜日 第1597号

◇ 目 次 ◇ 規 則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則..... 979

告 示

| | |
|------------------------------------|------|
| 字の新設（上島町）..... | 985 |
| 字の名称の変更（ " ）..... | 985 |
| 字の新設（愛南町）..... | 985 |
| 字の名称の変更（ " ）..... | 989 |
| 指定居宅支援事業を行う事業所の所在地の変更（3件）..... | 989 |
| 指定居宅サービス事業者の指定..... | 989 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定..... | 990 |
| 指定介護療養型医療施設の指定..... | 991 |
| 指定居宅サービス事業を行う事業所の名称の変更..... | 991 |
| 指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更..... | 991 |
| 指定居宅サービス事業の廃止..... | 991 |
| 指定介護支援事業を行う事業所の所在地の変更..... | 992 |
| 指定居宅介護支援事業の廃止..... | 992 |
| 指定介護療養型医療施設の指定の辞退..... | 993 |
| 地籍調査事業計画及び地籍集成図作成のための事業計画の公示..... | 993 |
| 農地法別表で定める小作地の面積に代るべき面積の一部改正... | 993 |
| 農地法に基づく農地の最低限面積の指定の一部改正..... | 993 |
| 新たな土地改良事業の施行の認可..... | 993 |
| 土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧..... | 993 |
| 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... | 994 |
| 改良普及員の駐在所の位置、名称及び担当区域の決定の一部改正..... | 994 |
| 漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... | 994 |
| 漁港の指定の内容の変更..... | 994 |
| 公有水面埋立免許の出願..... | 998 |
| 開発行為に関する工事の完了..... | 1000 |

訓 令

保健所長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令.....1000

公 告

准看護師試験の施行.....1000

人事委員会規則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則.....1001

人事委員会告示

へき地等学校の指定の一部改正.....1001

公安委員会規則

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則及び警備業法施行細則の一部を改正する規則.....1001

規 則

○愛媛県規則第51号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を次のよ

うに定める。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加戸守行

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和31年愛媛県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第1条の2第1項」を「第1条の3第1項及び第2項」に改め、同条第2項中「省令第1条の2第2項の規定により行なう」を「法第5条第3項の規定による」に、「同条第1項第5号」を「省令第1条の3第1項第5号」に改め、「第6号」の下に「並びに第2項第6号及び第7号」を加える。

第8条第1号中「第1条の2第1項」を「第1条の3第1項」に、「クリーニング営業届」を「クリーニング所営業届」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(1)の2 省令第1条の3第2項の規定による無店舗取次店営業届 第1号の2様式

第8条第2号中「第1条の2第2項」を「第1条の3第3項」に、「クリーニング営業届出事項変更届」を「クリーニング所営業届出事項変更届」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(2)の2 省令第1条の3第3項の規定による無店舗取次店営業届出事項変更届 第2号の2様式

第8条第3号中「第1条の2第2項」を「第1条の3第3項」に、「クリーニング営業廃止届」を「クリーニング所営業廃止届」に改め、同条第3号の2中「第3号の2様式」を「第3号の3様式」に改め、同号を同条第3号の3とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 省令第1条の3第3項の規定による無店舗取次店営業廃止届 第3号の2様式

第8条第4号中「クリーニング営業承継届」を「クリーニング所営業承継届」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(4)の2 省令第2条の2第1項、第2条の3第1項及び第2条の4第1項の規定による無店舗取次店営業承継届 第4号の2様式

第1号様式中「） クリーニング営業届」を「） クリーニング所営業届」に改め、同様式（表）中「クリーニング営業届」を「クリーニング所営業届」に改め、同様式（表）5及び6中「登録県名」を「登録都道府県名」に改め、同様式（表）7中「従業者数」を「従事者数」に改め、同様式（表）注(2)を削り、同様式（表）注(3)中「6」を「6の欄」に改め、同様式（表）注中(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第1号の2様式(第8条関係) 無店舗取次店営業届
(表)

無店舗取次店営業届

年 月 日

愛媛県知事 殿

氏名(法人にあつては名称)
及び代表者の氏名 ⑩

1 名 称

2 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所

3 営業開始予定年月日 年 月 日

4 営 業 者 の 本 籍 所 (法人にあつては所在地、
住 所 (名称及び代表者の氏名))

氏 名 年 月 日生

電話番号

5 クリーニング師の本 籍

住 所

氏 名 年 月 日生

免 許 事 項 年 月 日 登録第 号(登録都道府県名)

6 従 事 者 数

7 クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第3条第3項第5号に規定する
洗濯物を取り扱わない無店舗取次店にあつては、その旨

8 添 付 書 類 (1) クリーニング業法施行細則(昭和31年愛媛県規則第58
号)第2条の診断書

(2) クリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号
第2条の書類)

注 (1) 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

(2) 5の欄については、2人以上ある場合は全員について記載すること。

(3) 印のところは、記入しないこと。

(裏)

| | |
|--|--|
| 営 業 区 域 | |
| 業 務 用 車 両 の 構 造 の 概 要 (未 処 理 と 処 理 済 の 区 分 ・ 洗 濯 物 の 汚 染 防 止 対 策 等 を 示 す こ と 。) | |
| 備 考 | |

第2号様式中「クリーニング営業届出事項変更届」を「クリーニング所営業届出事項変更届」に改め、同様式4中「（構造設備、営業者氏名、管理人、クリーニング師、名称）」を削り、同様式5(2)中「従業者」を「従事者」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第2号の2様式（第8条関係） 無店舗取次店営業届出事項変更届

無店舗取次店営業届出事項変更届

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所（法人にあつては所在地、
氏名、名称及び代表者の氏名）

- 1 名 称
- 2 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所
- 3 変更年月日 年 月 日
- 4 変更事項
新
旧
- 5 添付書類 (1) 業務用車両の構造の変更の場合は、その概要が分かるもの
(2) 新たに従事者となつた者の診断書

第3号様式中「クリーニング営業廃止届」を「クリーニング所営業廃止届」に改める。

第3号の2様式を第3号の3様式とし、第3号様式の次に次の1様式を加える。

第3号の2様式（第8条関係） 無店舗取次店営業廃止届

無店舗取次店営業廃止届

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所（法人にあつては所在地、
氏名、名称及び代表者の氏名）

- 1 名 称
- 2 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所
- 3 廃止年月日 年 月 日
- 4 廃止の理由

第4号様式中「） クリーニング営業承継届」を「） クリーニング所営業承継届」に改め、同様式（その1）中「相続によるクリーニング営業承継届」を「相続によるクリーニング所営業承継届」に改め、同様式（その1）注意事項2(3)を次のように改める。

- (3) クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第

35号）第2条の2第3項において準用する同省令第2条の書類

第4号様式（その2）中「合併（分割）によるクリーニング営業承継届」を「合併（分割）によるクリーニング所営業承継届」に改め、同様式（その2）注意事項2(2)を次のように改める。

- (2) クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）第2条の3第3項又は第2条の4第3項において準用する同省令第2条の書類

第4号様式の次に次の1様式を加える。

第4号の2様式(第8条関係) 無店舗取次店営業承継届

第4号の2様式(その1) 相続による場合

| | | |
|--|------------------------------|-------|
| 相続による無店舗取次店営業承継届 | | |
| 年 月 日 | | |
| 愛媛県知事 殿 | | |
| 住所 | | |
| 届出者 | | |
| 氏名 ㊟ | | |
| 年 月 日生 | | |
| (被相続人との続柄) | | |
| 被相続人 | 氏 名 | |
| | 住 所 | |
| 相 続 開 始 の 年 月 日 | | 年 月 日 |
| 無 店 舗 取 次 店 の 名 称 | | |
| 無店舗取次店の業務用車両 | 保 管 場 所 | |
| | 自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号 | |
| <p>注意事項</p> <p>1 記名押印に代えて署名することができます。</p> <p>2 次の書類を添付してください。</p> <p>(1) 戸籍謄本</p> <p>(2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</p> <p>(3) クリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号)第2条の2第3項において準用する同省令第2条の書類</p> | | |

第4号の2様式(その2) 合併又は分割による場合

合併(分割)による無店舗取次店営業承継届

年 月 日

愛媛県知事 殿

名称

届出者 主たる事務所の所在地

代表者の氏名 (印)

| | | |
|---------------------------------|-------------------|-------|
| 合併により 消滅した法 人又は分割 前の法人 | 名 称 | |
| | 主たる事務所の所在地 | |
| | 代表者の氏名 | |
| 合併又は分割の年月日 | | 年 月 日 |
| 無店舗取次店の名称 | | |
| 無店舗取 次店の業 務用車両 | 保管場所 | |
| | 自動車登録番号 又は車両番号 | |

注意事項

- 1 不要の文字は、抹消してください。
- 2 次の書類を添付してください。
 - (1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記簿の謄本
 - (2) クリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号)第2条の3第3項又は第2条の4第3項において準用する同省令第2条の書類

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にある改正前のクリーニング業法施行細則第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第4号様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

告 示

○愛媛県告示第2015号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、上島町長職務執行者から次のとおり字の区域を新たに画する旨の届出があった。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 字の名称 | 左記の区域に該当する区域 | 摘 要 |
|------|--------------|-----|
| 生名 | 旧生名村の区域 | |
| 岩城 | 旧岩城村の区域 | |
| 魚島 | 旧魚島村の区域 | |

○愛媛県告示第2016号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、上島町長職務執行者から次のとおり字の名称を変更する旨の届出があった。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 変 更 前 | 変 更 後 |
|-------|-------|
| 久司浦 | 弓削久司浦 |
| 沢津 | 弓削沢津 |
| 上弓削 | 弓削上弓削 |
| 引野 | 弓削引野 |
| 明神 | 弓削明神 |
| 下弓削 | 弓削下弓削 |
| 太田 | 弓削太田 |
| 土生 | 弓削土生 |
| 鎌田 | 弓削鎌田 |
| 日比 | 弓削日比 |
| 藤谷 | 弓削藤谷 |
| 狩尾 | 弓削狩尾 |

| | |
|----|------|
| 大谷 | 弓削大谷 |
| 豊島 | 弓削豊島 |
| 佐島 | 弓削佐島 |
| 百貴 | 弓削百貴 |

○愛媛県告示第2017号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、愛南町長職務執行者から次のとおり字の区域を新たに画する旨の届出があった。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 字の名称 | 左記の区域に該当する区域 | | 摘 要 |
|------|--------------|---|-----------------|
| | 字 名 | 地 番 | |
| 一本松 | 増田 | 5045、5047の1から5047の5まで、5048の1から5048の3まで、5049の1から5049の3まで、5050の1から5050の3まで、5052の1から5052の4まで、5053の3から5053の6まで、5054の1から5054の6まで、5055の1から5055の3まで、5056の2、5056の4、5057の1から5057の3まで、5058から5060まで、5061の1、5061の2、5062の1から5062の3まで、5063から5069まで、5070の1、5070の2、5071の1から5071の6まで、5072、5073の1から5073の4まで、5074の1、5074の2、5075から5077まで、5078の1、5078の2、5080から5083まで、5084の1、5084の2、5085から5087まで、5088の1、5088の2、5089の1から5089の3まで、5090、5091の1、5091の2、5092の1、5092の2、5093、5094の1、5094の2、5095、5096の1、5096の2、5097の1、5097の2、5098の1、5098の2、5099の1から5099の7まで、5100の1から5100の3まで、5101の1から5101の3まで、5102の1から5102の3まで、5103の1、5103の2、5104の1、5104の2、5105の1から5105の3まで、5106、5107の1、5107の2、5108から5113まで、5114の1、5114の2、5115の1、5115の2、5116の1、5116の2、5117から5120まで、5121の1、5121の2、5122から5136まで、5137の1から5137の4まで、5138から5146まで、5147の1、5147の2、5148から5152まで、5153の1、5153の2、5154の1、5154の2、5155から5161まで、5162の1、5162の2、5163の1から5163の3まで、5164、5165の1、5165の2、5166、5167の1、5167の2、5168、5169、5170の1から5170の3まで、5171から5180まで、5181の1、5181の2、5182の1、5182の2、5183、5184、5185の1から5185の3まで、5186、5187の1から5187の5まで、5190の1、5190の2、5191の1、5191の2、5236、5248の1、5249の1、5250の1 | これに伴う道路、水路等を含む。 |
| | 中川 | 77の6、81の1、81の2、82、86の1、86の4、88の1、88の3から88の5まで、89の1から89の4まで、90、91の1、91の2、92から94まで、95の1、95の2、96の1から96の4まで、97から101まで、102の1から102の3まで、103、104の1、104の2、105の1から105の3まで、106の1、106の2、 | |

| | | | | |
|---|--|------------|-----------|---|
| <p>107の1、107の2、108の1から108の4まで、109の1から109の6まで、110の1、110の2、111、112、113の1、113の2、114から125まで、126の1、126の2、127から137まで、138の1、138の2、139の1、139の2、140の1から140の3まで、141の1から141の3まで、143の1から143の3まで、144の1から144の3まで、145の1から145の3まで、146の1、146の2、147、148の1、148の2、150、151の2、154の2、154の3、158の2、159の3、162、164の2、165の2、168の1、168の5から168の7まで、169の1、169の2、170の1から170の4まで、171の1、171の2、172の1から172の3まで、174の1、174の5、174の6、1227の2から1227の4まで、1228から1233まで、1234の1から1234の3まで、1235の1、1235の2、1236から1238まで、1239の1、1239の2、1240から1245まで、1251の2から1251の4まで、1251の6から1251の11まで、1255、1256、1257の1、1259、1260、1261の1、1261の2、1262から1269まで、1270の1、1270の2、1271の1から1271の3まで、1272、1273の1、1273の2、1274の1、1274の2、1275の1、1275の2、1276の1、1276の2、1277の1、1277の2、1278から1281まで、1281の2、1281の3、1282、1283の1、1283の2、1285の1、1285の2、1286、1287の1、1287の4から1287の7まで、1287の10、1288の3、1288の4、1289の1、1289の2、1290、1291、1292の1から1292の3まで、1293の1、1293の2</p> | | <p>上大道</p> | <p>満倉</p> | <p>1の1から1の3まで、2の1から2の3まで、3の1、3の2、4から8まで、8の2、9から46まで、46の2から46の4まで、47の1から47の3まで、48の1から48の3まで、49の1から49の3まで、50の1から50の4まで、51、52、53の1から53の3まで、54の1から54の5まで、55、55の2から55の4まで、56の1、56の2、57の1から57の3まで、58、58の2、58の3、59から61まで、62の1から62の5まで、63の1から63の3まで、64から71まで、72の1から72の3まで、73の1から73の3まで、74の1、75の1から75の3まで、76の1、76の2、77から86まで、87の1、88の1、88の2、89の1、89の2、90、91、92の1、92の2、93、94の1、94の2、94の4、94の5、95の1、96の1、97の1、98の1、98の3、99の1、100から108まで、109の1、109の2、110の1、110の2、111の1、111の2、112の1から112の6まで、113の1から113の11まで、114、115の1、115の2、116、117の1、117の2、118の1、118の2、119、120の1、120の2、121の1、121の2、122、123、124の1、124の2、125から127まで、128の1、128の2、129、130の1、130の2、131から135まで、136の1、136の2、137の1、137の2、138から140まで、141の1から141の3まで、142の1から142の3まで、143、145の1、145の2、146、147の1、147の2、148の1、148の2、149の1、149の2、150の1、150の2、151、152の1から152の3まで、153、154、155の1、155の2、156の1、156の2、157の1、157の2、158の1、158の2、159、160の1、160の2、161、162の1から162の5まで、163から167まで、167の2、168の1、168の2、169の1、169の2、170の1から170の4まで、171から173まで、174の1、174の2、175から182まで、183の1から183の3まで、184から197まで、198の1、198の3から198の5まで、199から213まで、214の1から214の3まで、215から224まで、225の1、225の2、226の1から226の4まで、227から230まで、231の1、232から241まで、243から246まで、247の1、247の2、248から251まで、252の1、252の4、253から257まで、258の1、258の3、259の1から259の3まで、260の1、260の2、261、261の2、262の1、263の1、264の1から264の9まで、265から267まで、268の1、268の2、269の1、269の2、270の1、270の2、271の1、271の2、272の1、272の2、273の1から273の4まで、274の1、274の2、275の1から275の4まで、276から286まで、287の1、288から305まで、306の1、306の2、307の1、307の2、308の1、308の2、309から315まで、316の1から316の3まで、317の1から317の3まで、318、319の1から319の3まで、320、321、322の1から322の4まで、323の1、323の2、324の1から324の3まで、325から327まで、328の1、328の2、329の1から329の3まで、330、331の1、331の2、332の1、332の2、333から337まで、338の1、338の2、339の1、339の2、340の1、340の2、341の1、341の2、342の1から342の6まで、343から348まで、349の1、349の2、350の1、350の2、351から353まで、354の1から354の3まで、355から362まで、362の2、363から367まで、367の2、368から436まで、437の1から437の3まで、438の1から438</p> |
| <p>広見</p> <p>3355の2、3355の4、3356の2、3358の2、3368の2、3368の4、3369の1、3370の1、3370の3、3371の1、3371の2、3372、3373の1、3373の3から3373の9まで、3375の1、3375の3、3375の4、3379の1、3379の3から3379の5まで、3380、3381、3382の1から3382の3まで、3383の1から3383の5まで、3384から3390まで、3391の2、3395の2、3398、3399の2、3400の2、3402の1、3402の2、3403の2、3404の1、3405の2、3411、3412、3413の1、3416、3468から3473まで、3474の1、3474の2、3475から3481まで、3482の1から3482の3まで、3483の1から3483の5まで、3484の1から3484の4まで、3485の1から3485の6まで、3486から3497まで、3498の1から3498の3まで、3499、3500の1、3500の2、3501から3512まで、3513の1、3513の2、3514の1、3514の2、3515の1、3515の2、3516の1、3516の2、3517の1、3517の2、3518の1から3518の3まで、3519の1、3519の2、3520、3521、3522の1、3522の2、3523から3528まで、3529の1、3529の2、3530の1から3530の3まで、3531の1、3531の2、3532の1から3532の4まで、3533、3534の1、3534の2、3535から3544まで、3545の1、3545の2、3546から3550まで、3551の1、3551の2、3552から3568まで、3570の1、3570の2、3571の1、3571の2、3572、3573の1、3573の2、3574の1から3574の5まで、3575から3577まで、3578の1、3578の2、3579から3588まで、3589の1、3589の2、3590、3591、3592の1、3592の2、3593から3595まで、3597から3606まで、3607の1、3607の2、3608から3614まで、3615の1、3615の3、3617の1、3619の2、3620の1、3620の3、3621の1、3621の3</p> | | | | |

の4まで、439の1、439の2、440の1、440の2、441の1から441の3まで、442、443、445から448まで、449の1、449の2、450から454まで、455の1、455の2、456から467まで、468の1、468の2、469から477まで、477の2、478から480まで、481の1、481の2、482の1、482の2、483から502まで、506、507、507の2、508の1、509の1、510から539まで、542の1、543の1、544の1、545の1、545の2、546の1から546の4まで、547の1、547の2、548から576まで、577の1、577の2、578、579の1、579の2、580の1から580の4まで、581の1から581の4まで、582の1から582の3まで、583の1、583の2、584の1、584の2、585の1から585の3まで、586、587の1、587の2、588、589の1から589の3まで、590、591の1、591の2、592の1、592の2、593の1、594から613まで、614の1、614の2、615の1、615の2、616、617の1、617の2、618から622まで、623の1、623の2、624の1、624の2、625、626の1から626の3まで、627から646まで、647の1から647の3まで、648から667まで、668の1から668の3まで、669から677まで、678の1、678の2、679から685まで、686の1、686の2、687、688、689の1、689の2、690から701まで、702の1、702の2、703の1、703の2、704から706まで、707の1から707の4まで、708、709の2、709の4から709の6まで、710の1、710の2、711の1、711の2、712、713、714の1、714の2、715、716の1、716の2、717から720まで、721の1から721の3まで、722の1、722の2、723、724、724の2、725から728まで、730から738まで、739の1、739の2、740の1、740の2、741の1、741の2、742の1、742の2、743から749まで、749の2、749の3、750から752まで、752の2、753、753の2、753の3、754、754の2、755、756の1、756の2、757から761まで、762の1、762の2、763の1、763の2、764の1、764の2、765の1から765の3まで、766、767の1から767の3まで、768の1から768の3まで、769の1、769の2、770、771、772の1、772の2、773の1から773の3まで、774、775の1から775の3まで、776の1から776の3まで、777から785まで、786の1、786の2、787から794まで、795の1、796の1、797、798、799の2、800の1、801の1、801の2、802の1から802の3まで、803の1、803の2、804の1、804の2、805から807まで、809の1、809の2、810の1、810の2、811から834まで、834の2、835から842まで、843の1、843の2、844から854まで、855の1、855の2、856、857の1、857の2、858、859の1、859の2、860の1、860の2、861の1、861の2、862の1、862の2、863から865まで、865の2、865の3、866の1、866の2、867から869まで、870の1、870の2、871から881まで、882の1、882の2、883、884、885の1から885の3まで、886の1、886の2、887から901まで、902の1、902の2、903の1から903の3まで、904の1、904の2、905の1から905の3まで、906から918まで、919の1から919の3まで、920から946まで、947の1、947の2、948の1、948の2、949から952まで、953の1から953の4まで、954の1から954の3まで、955の1から955の5まで、956の1、956の2、957から975まで、976の1、976の

2、977、978の1、978の2、979、980の1、980の2、981、982、983の1、983の2、984の1、984の2、985から1010まで、1012、1013、1014の1、1014の2、1015から1017まで、1018の1、1018の2、1019の1、1019の2、1020の1から1020の3まで、1021の1、1021の2、1022の1から1022の5まで、1023の1から1023の3まで、1024の1から1024の3まで、1025の1、1025の2、1026の1から1026の4まで、1027、1028の1から1028の7まで、1029から1031まで、1031の2から1031の4まで、1032の1、1032の2、1033の1から1033の3まで、1034の1から1034の6まで、1035の1から1035の6まで、1036、1037の1、1037の2、1038から1042まで、1043の1、1043の2、1044の1、1044の2、1045から1052まで、1053の1、1053の2、1054の1、1054の2、1055、1056、1057の1から1057の4まで、1058から1060まで、1061の1から1061の4まで、1062の1、1062の2、1063の1、1063の2、1064、1064の2、1064の3、1065、1066、1066の2、1066の3、1067、1068の1、1068の2、1069、1070、1071の1から1071の4まで、1072の1から1072の5まで、1073の1から1073の6まで、1074の1から1074の9まで、1075から1086まで、1087の1、1087の2、1088から1091まで、1092の1、1092の2、1093の1、1093の2、1094の1から1094の4まで、1095から1097まで、1098の1、1098の2、1099から1101まで、1102の1、1102の2、1103、1104、1105の1、1105の2、1106の1、1106の2、1107の1、1107の2、1108、1109、1110の1、1110の2、1111から1117まで、1118の1、1118の2、1119から1155まで、1156の1、1156の2、1157の1、1157の2、1158の1から1158の3まで、1159、1161の1、1161の2、1162の1、1162の2、1163、1164、1165の1、1165の2、1166の1から1166の4まで、1167の1から1167の3まで、1168の1から1168の4まで、1169の1から1169の3まで、1170、1171の1、1171の2、1172、1173、1174の1、1174の2、1175、1176の1から1176の3まで、1177から1185まで、1186の1、1186の2、1187、1187の2、1188の1、1188の2、1189の1、1189の2、1190、1191の1から1191の5まで、1192の1、1192の2、1193の1、1193の2、1194の1から1194の3まで、1195の1から1195の4まで、1196の1から1196の3まで、1197から1200まで、1200の2、1200の3、1201の1、1201の2、1202から1205まで、1206の1、1206の2、1207、1207の2、1208から1210まで、1211の1、1211の2、1212の1、1212の2、1213の1、1213の2、1214の1から1214の3まで、1215の1、1215の2、1216の1、1216の2、1217の1、1217の2、1218の1、1218の2、1219から1221まで、1222の1、1222の2、1223、1224の1、1224の2、1225の1から1225の5まで、1226の1から1226の3まで、1227から1230まで、1231の1、1231の2、1232から1235まで、1236の1、1236の2、1237の1、1237の2、1238の1、1238の2、1239の1から1239の4まで、1240の1、1240の2、1241の1、1241の2、1242、1242の2から1242の4まで、1243の1、1243の2、1244の1、1244の2、1245、1246、1247の1、1247の2、1248の1、1248の2、1249の1、1249の2、1250から1252まで、1253の1、1253の2、1254、1255の1、1255の2、12

56の1、1256の2、1257の1、1257の2、1258の1から1258の3まで、1259の1、1259の2、1260の1から1260の3まで、1261の1から1261の4まで、1262、1263の1から1263の3まで、1264の1、1264の2、1265の1、1265の2、1266、1267、1268の1から1268の3まで、1269から1271まで、1272の1、1272の2、1273の1、1273の2、1274、1275の1、1275の2、1276、1277、1278の1から1278の3まで、1279の1、1279の2、1280の1から1280の3まで、1281の1から1281の3まで、1282の1、1282の2、1283、1284の1、1284の2、1285、1286の1、1286の2、1287、1287の2、1288から1293まで、1294の1から1294の3まで、1295の1、1295の2、1296から1319まで、1320の1、1320の2、1321の1、1321の2、1322の1、1322の2、1323の1、1323の2、1324の1、1324の2、1325から1333まで、1333の2、1334から1345まで、1346の1から1346の3まで、1347、1348の1、1348の2、1349の1、1349の2、1350の1から1350の7まで、1351の1から1351の3まで、1352から1360まで、1361の1から1361の3まで、1362、1363、1364の1、1364の2、1365の1、1365の2、1366、1367の1、1367の2、1368の1、1368の2、1369の1、1369の2、1370の1、1370の2、1371の1、1371の2、1372から1374まで、1375の1、1375の2、1376、1377の1、1377の2、1378の1、1378の2、1379から1381まで、1382の1から1382の3まで、1383の1、1383の2、1384、1385、1386の1、1386の2、1387の1、1387の2、1388、1389、1390の1、1390の2、1391の1、1391の2、1392から1395まで、1396の1、1396の2、1397の1、1397の2、1398の1、1398の2、1399、1400の1、1400の2、1401の1から1401の3まで、1402の1から1402の3まで、1403、1404の1、1404の2、1405の1、1405の2、1406の1、1406の2、1407から1411まで、1411の2、1412から1418まで、1418の2、1419、1420の1、1420の2、1421、1422、1423の1、1423の2、1424から1439まで、1439の2、1440から1442まで、1445から1448まで、1449の1、1449の2、1450から1456まで、1457の1から1457の3まで、1458から1461まで、1461の2、1462から1472まで、1473の1、1473の2、1474の1、1474の2、1475、1476、1477の1から1477の5まで、1478、1479、1480の1、1480の2、1481の1から1481の3まで、1482、1483の1から1483の3まで、1484の1、1484の2、1485、1486の1、1486の2、1487の1、1487の2、1488の1から1488の3まで、1489の1、1489の2、1490、1491の1、1491の2、1492の1、1492の2、1493の1から1493の4まで、1494、1495の1、1495の2、1496の1、1496の2、1497の1、1497の2、1498の1から1498の3まで、1499から1502まで、1503の1、1503の2、1504の1、1504の2、1505から1508まで、1509の1、1509の2、1510の1、1510の2、1511の1、1511の2、1512から1516まで、1516の2、1517、1518、1518の2、1519から1536まで、1537の1、1537の2、1538から1544まで、1544の2、1545から1559まで、1560の1、1560の2、1561から1563まで、1563の2、1564から1567まで、1568の1、1568の2、1569から1571まで、1571の2、1572の1、1572の2、1573から1587まで、1588の1から1588の6まで、1589の1から1589の

3まで、1590の1から1590の6まで、1591の1、1591の2、1592の1、1592の2、1593の1から1593の3まで、1594の1から1594の3まで、1595の1、1595の2、1596の1から1596の3まで、1597の1、1597の2、1598、1599の1、1599の2、1600の1、1600の2、1601の1、1601の2、1602の1から1602の3まで、1603の1、1603の2、1604の1、1604の2、1605、1606、1607の1、1607の2、1608の1から1608の4まで、1609の1、1609の2、1610、1610の2、1611から1614まで、1615の1、1615の2、1616の1から1616の3まで、1617の1から1617の5まで、1618から1620まで、1621の1から1621の3まで、1622の1、1622の2、1623の1、1623の2、1624、1625の1、1625の2、1626から1640まで、1640の2、1640の3、1641から1643まで、1643の2、1644から1654まで、1656から1659まで、1660の1、1660の2、1661の1、1661の2、1662から1664まで、1664の2、1665から1678まで、1679の1、1679の2、1680から1683まで、1684の1、1684の2、1685の1から1685の3まで、1686の1から1686の3まで、1687、1688の1から1688の3まで、1689から1691まで、1692の1から1692の3まで、1693、1694の1、1694の2、1695の1、1695の2、1696の1、1696の2、1697から1700まで、1701の1から1701の5まで、1702から1704まで、1705の1から1705の3まで、1706の1、1706の2、1707の1、1707の2、1708から1712まで、1713の1、1713の2、1714の1、1714の2、1715、1716、1717の1、1717の2、1718の1、1718の2、1719の1、1719の2、1720、1721の1、1721の2、1722の1、1722の2、1723の1、1723の2、1724から1732まで、1732の2、1732の3、1733の1から1733の3まで、1734の1、1734の2、1735、1736の1、1736の2、1737、1738の1、1738の2、1739の1、1739の2、1740の1から1740の3まで、1741の1から1741の5まで、1742、1743、1744の1から1744の8まで、1745の1から1745の7まで、1746の1から1746の4まで、1747の1から1747の9まで、1751の1から1751の3まで、1751の6、1751の9から1751の12まで、1752から1755まで、1771から1778まで、1778の2、1779、1780、1785、1832、1832の2、1833、1834、1834の2、1835、1835の2、1842、1850、1851、1855、1856の3、1856の4、1857の2から1857の4まで、1858から1864まで、1865の1から1865の3まで、1866の1から1866の3まで、1867、1868、1869の1から1869の4まで、1870の1、1870の2、1871の1、1871の2、1872、1873の1から1873の3まで、1874の1から1874の3まで、1875の1、1875の2、1876の1、1876の2、1877の1から1877の3まで、1878の1から1878の5まで、1879の1から1879の4まで、1880の1から1880の3まで、1881の1、1881の2、1882の1、1882の2、1883の1、1883の2、1884の1、1884の2、1885、1886の1から1886の3まで、1887の1、1887の2、1888の1、1888の2、1889の1、1889の2、1890から1897まで、1898の1から1898の4まで、1899の1から1899の3まで、1900の1から1900の3まで、1901の1から1901の3まで、1902の1から1902の4まで

○愛媛県告示第2018号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、愛南町長職務執行者から次のとおり字の名称を変更する旨の届出があった。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 変 更 前 | 変 更 後 |
|-------|-------|
| 菊川 | 御荘菊川 |
| 平山 | 御荘平山 |

| | |
|----|------|
| 長洲 | 御荘長洲 |
| 平城 | 御荘平城 |
| 和口 | 御荘和口 |
| 長月 | 御荘長月 |
| 深泥 | 御荘深泥 |

○愛媛県告示第2019号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 事業者番号 | 指 定 居 宅 支 援 事 業 者 | | | サービスの種類 | 指 定 居 宅 支 援 事 業 所 | | | 届 出 年 月 日 |
|----------------|-------------------|-------------------|--------|---------|----------------------|-----------------|-----------------|------------|
| | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | 名 称 | 所 在 地 | | |
| | | | | | | 変 更 前 | 変 更 後 | |
| 38000300122112 | 社会福祉法人西予市社会福祉協議会 | 西予市宇和町卯之町二丁目450番地 | 三好清教 | 児童居宅介護 | 社会福祉法人西予市社会福祉協議会明浜支所 | 西予市明浜町高山甲3678番地 | 西予市明浜町高山甲3657番地 | 平成16年8月27日 |

○愛媛県告示第2020号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 事業者番号 | 指 定 居 宅 支 援 事 業 者 | | | サービスの種類 | 指 定 居 宅 支 援 事 業 所 | | | 届 出 年 月 日 |
|----------------|-------------------|-------------------|--------|-----------|----------------------|-----------------|-----------------|------------|
| | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | 名 称 | 所 在 地 | | |
| | | | | | | 変 更 前 | 変 更 後 | |
| 38000100133119 | 社会福祉法人西予市社会福祉協議会 | 西予市宇和町卯之町二丁目450番地 | 三好清教 | 身体障害者居宅介護 | 社会福祉法人西予市社会福祉協議会明浜支所 | 西予市明浜町高山甲3678番地 | 西予市明浜町高山甲3657番地 | 平成16年8月27日 |

○愛媛県告示第2021号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 事業者番号 | 指 定 居 宅 支 援 事 業 者 | | | サービスの種類 | 指 定 居 宅 支 援 事 業 所 | | | 届 出 年 月 日 |
|----------------|-------------------|-------------------|--------|-----------|----------------------|-----------------|-----------------|------------|
| | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | 名 称 | 所 在 地 | | |
| | | | | | | 変 更 前 | 変 更 後 | |
| 38000200153117 | 社会福祉法人西予市社会福祉協議会 | 西予市宇和町卯之町二丁目450番地 | 三好清教 | 知的障害者居宅介護 | 社会福祉法人西予市社会福祉協議会明浜支所 | 西予市明浜町高山甲3678番地 | 西予市明浜町高山甲3657番地 | 平成16年8月27日 |

○愛媛県告示第2022号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 介護保険事業者番号 | 指定居宅サービスの事業者の開設者の名称又は氏名 | 開設者の主たる事務所の所在地又は住所 | サービスの種類 | 指定居宅サービス事業所 | | 指定年月日 |
|------------|-------------------------|-----------------------|-------------|--------------------------|-----------------------------------|------------|
| | | | | 名称 | 所在地 | |
| 3863491043 | 久万高原町 | 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万212番地 | 訪問看護 | 久万高原町立訪問看護ステーションあけぼの | 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万71番地1 | 平成16年8月1日 |
| 3873400364 | 社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会 | 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万45番地2 | 訪問介護 | 久万高原町社会福祉協議会指定訪問介護事業所久万 | 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万45番地2 | 平成16年8月1日 |
| 3873400372 | 社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会 | 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万45番地2 | 訪問介護 | 久万高原町社会福祉協議会指定訪問介護事業所柳谷 | 愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川846番地保健福祉センターやなだに | 平成16年8月1日 |
| 3873400380 | 社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会 | 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万45番地2 | 訪問介護 | 久万高原町社会福祉協議会指定訪問介護事業所おもこ | 愛媛県上浮穴郡久万高原町洪草2310番地おもこ高齢者生活支援ハウス | 平成16年8月1日 |
| 3873400398 | 社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会 | 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万45番地2 | 訪問介護 | 久万高原町社会福祉協議会指定訪問介護事業所美川 | 愛媛県上浮穴郡久万高原町上黒岩2920番地1保健福祉センターみかわ | 平成16年8月1日 |
| 3873400406 | 社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会 | 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万45番地2 | 通所介護 | 美川デイサービスセンター | 愛媛県上浮穴郡久万高原町上黒岩2920番地1福祉保健センターみかわ | 平成16年8月1日 |
| 3873400414 | 社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会 | 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万45番地2 | 通所介護 | デイサービスセンターおもこ | 愛媛県上浮穴郡久万高原町洪草2310番地おもこ高齢者生活支援ハウス | 平成16年8月1日 |
| 3870104241 | 株式会社クロス・サービス | 愛媛県松山市来住町1458番地4 | 痴呆対応型共同生活介護 | グループホームむく | 愛媛県松山市西野町甲434-1 | 平成16年8月4日 |
| 3870501248 | 株式会社すずらん | 愛媛県新居浜市喜光地町一丁目7番17号 | 通所介護 | デイサービスすずらん | 愛媛県新居浜市喜光地町一丁目7番17号 | 平成16年8月4日 |
| 3871200329 | 社会福祉法人亀天会 | 愛媛県東予市大野190-1 | 痴呆対応型共同生活介護 | グループホーム鶴翠 | 愛媛県東予市大野284番地2 | 平成16年8月4日 |
| 3871200337 | 社会福祉法人亀天会 | 愛媛県東予市大野190-1 | 特定施設入所者生活介護 | ケアハウス鶴翠苑 | 愛媛県東予市大野284番地1 | 平成16年8月4日 |
| 3871200345 | 社会福祉法人亀天会 | 愛媛県東予市大野190-1 | 訪問介護 | ヘルパーステーション鶴翠 | 愛媛県東予市大野284番地1 | 平成16年8月4日 |
| 3871400192 | 医療法人竹林院 | 愛媛県西予市野村町野村11-110 | 通所介護 | デイサービスセンター・パンプー | 愛媛県西予市野村町野村11号95番地1 | 平成16年8月5日 |
| 3871400200 | 医療法人竹林院 | 愛媛県西予市野村町野村11-110 | 痴呆対応型共同生活介護 | グループホームかくや姫 | 愛媛県西予市野村町野村11号95番地1 | 平成16年8月5日 |
| 3873700441 | 医療法人青峰会 | 愛媛県八幡浜市五反田1番耕地1046番地1 | 痴呆対応型共同生活介護 | アクティブライフ保内 | 愛媛県西宇和郡保内町宮内1番耕地324番地 | 平成16年8月9日 |
| 3870200874 | 有限会社T・Yエンジェル | 愛媛県今治市山路410番地16 | 訪問介護 | しまなみヘルパーステーション | 愛媛県今治市山路410番地16 | 平成16年8月16日 |
| 3871000406 | 有限会社たちばな | 愛媛県伊予市灘町136番地2 | 訪問介護 | ヘルパーステーションたちばな | 愛媛県伊予市灘町136番地2 | 平成16年8月17日 |
| 3870104258 | 社会福祉法人安寿会 | 愛媛県松山市安城寺町1673番1 | 通所介護 | デイサービスセンター和気 | 愛媛県松山市和気町一丁目685番 | 平成16年8月23日 |
| 3870104266 | 社会福祉法人安寿会 | 愛媛県松山市安城寺町1673番1 | 訪問介護 | ホームヘルパーステーション和気 | 愛媛県松山市和気町一丁目685番 | 平成16年8月23日 |
| 3873600369 | 株式会社村上工務店 | 愛媛県喜多郡長浜町下須戒甲1767番地 | 痴呆対応型共同生活介護 | グループホームやまと | 愛媛県喜多郡長浜町下須戒甲1772番地 | 平成16年8月26日 |
| 3870104274 | 有限会社レディースファミリー | 愛媛県松山市朝生田町三丁目8番35号 | 痴呆対応型共同生活介護 | グループホーム朝生田の里 | 愛媛県松山市朝生田町四丁目10番25号 | 平成16年8月27日 |

○愛媛県告示第2023号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護保険事業者番号 | 指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名 | 開設者の主たる事務所の所在地又は住所 | サービスの種類 | 指定居宅介護支援事業所 | | 指定年月日 |
|------------|------------------------|---------------------|---------|------------------|---------------------|-----------|
| | | | | 名称 | 所在地 | |
| 3873400422 | 久万高原町 | 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万212番地 | 居宅介護支援 | 久万高原町指定居宅介護支援事業所 | 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万71番地1 | 平成16年8月1日 |

| | | | | | | |
|------------|--------------------|---------------------|--------|----------------------------|-----------------------------------|------------|
| 3873400430 | 社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会 | 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万45番地2 | 居宅介護支援 | 久万高原町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所久万 | 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万45番地2 | 平成16年8月1日 |
| 3873400448 | 社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会 | 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万45番地2 | 居宅介護支援 | 久万高原町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所柳谷 | 愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川846番地保健福祉センターやなだに | 平成16年8月1日 |
| 3873400455 | 社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会 | 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万45番地2 | 居宅介護支援 | 久万高原町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所おもこ | 愛媛県上浮穴郡久万高原町洪草2310番地おもこ高齢者生活支援ハウス | 平成16年8月1日 |
| 3873400463 | 社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会 | 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万45番地2 | 居宅介護支援 | 久万高原町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所美川 | 愛媛県上浮穴郡久万高原町上黒岩2920番地1福祉保健センターみかわ | 平成16年8月1日 |
| 3870200882 | 有限会社T・Yエンジニア | 愛媛県今治市山路410番地16 | 居宅介護支援 | しまなみケアプランセンター | 愛媛県今治市山路410番地16 | 平成16年8月16日 |

○愛媛県告示第2024号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の規定により、次のとおり介護療養型医療施設を指定した。
平成16年10月1日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護保険事業者番号 | 指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名 | 開設者の主たる事務所又は住所 | サービスの種類 | 指定介護療養型医療施設 | | 指定年月日 |
|------------|------------------------|-------------------|-----------|----------------|------------------|-----------|
| | | | | 名称 | 所在地 | |
| 3813410069 | 久万高原町 | 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万212 | 介護療養型医療施設 | 国民健康保険久万高原町立病院 | 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万65 | 平成16年8月1日 |

○愛媛県告示第2025号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。
平成16年10月1日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護保険事業者番号 | 指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名 | 開設者の主たる事務所又は住所 | サービスの種類 | 指定居宅サービス事業所 | | 届出年月日 |
|------------|------------------------|------------------|---------|-------------|-------------|------------------|
| | | | | 名称 | 所在地 | |
| 3873200665 | 有限会社ころばぬ先 | 愛媛県越智郡伯方町北浦甲1400 | 福祉用具貸与 | 変更前 | 有限会社インテリヤプロ | 愛媛県越智郡伯方町北浦甲1400 |
| | | | | 変更後 | 有限会社ころばぬ先 | |

○愛媛県告示第2026号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。
平成16年10月1日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護保険事業者番号 | 指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名 | 開設者の主たる事務所又は住所 | サービスの種類 | 指定居宅サービス事業所 | | 届出年月日 |
|------------|------------------------|------------------------|---------|-------------|-----|------------------------|
| | | | | 名称 | 所在地 | |
| 3870102039 | 有限会社亀さんち | 愛媛県松山市桑原五丁目9-38花番地302号 | 訪問介護 | 亀さんち | 変更前 | 愛媛県松山市正円寺一丁目7番11号 |
| | | | | | 変更後 | 愛媛県松山市桑原五丁目9-38花番地302号 |
| 3873200715 | 合資会社ふくふくの会 | 愛媛県越智郡弓削町日比669番地 | 通所介護 | ふくふくの会 | 変更前 | 愛媛県越智郡弓削町下弓削325番地 |
| | | | | | 変更後 | 愛媛県越智郡弓削町下弓削593番地 |

○愛媛県告示第2027号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービスを廃止した旨の届出があった。
平成16年10月1日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護保険事業者番号 | 指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名 | 開設者の主たる事務所又は住所 | サービスの種類 | 廃止に係る指定居宅サービス事業所 | | 届出年月日 |
|------------|------------------------------|---------------------------|----------|---------------------------|----------------------------------|------------|
| | | | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 3870200742 | 姫屋株式会社 | 愛媛県今治市南日吉町一丁目2番20号 | 福祉用具貸与 | 姫屋株式会社 | 愛媛県今治市南日吉町一丁目2番20号 | 平成16年2月25日 |
| 3863490532 | 久万町 | 愛媛県上浮穴郡久万町久万町212 | 訪問看護 | 久万町立訪問看護ステーションあけぼの | 愛媛県上浮穴郡久万町久万町71-1 | 平成16年7月31日 |
| 3873400075 | 社会福祉法人久万町社会福祉協議会 | 愛媛県上浮穴郡久万町久万町45-2 | 訪問介護 | 社会福祉法人久万町社会福祉協議会指定訪問介護事業所 | 愛媛県上浮穴郡久万町久万町45-2 | 平成16年7月31日 |
| 3873400257 | 社会福祉法人面河村社会福祉協議会 | 愛媛県上浮穴郡面河村洪草2310 | 訪問介護 | 面河村社会福祉協議会指定訪問介護事業所 | 愛媛県上浮穴郡面河村洪草2310番地おもご高齢者生活支援ハウス内 | 平成16年7月31日 |
| 3873400307 | 社会福祉法人柳谷村社会福祉協議会 | 愛媛県上浮穴郡柳谷村大字柳井川923番地柳谷村役場 | 訪問介護 | 柳谷村指定訪問介護事業所 | 愛媛県上浮穴郡柳谷村大字柳井川846番地保健福祉センターやなだに | 平成16年7月31日 |
| 3873400331 | 社会福祉法人美川村社会福祉協議会 | 愛媛県上浮穴郡美川村上黒岩2923番地1 | 通所介護 | 美川村デイサービスセンター | 愛媛県上浮穴郡美川村上黒岩2920番地1 | 平成16年7月31日 |
| 3873400349 | 社会福祉法人美川村社会福祉協議会 | 愛媛県上浮穴郡美川村上黒岩2923番地1 | 訪問介護 | 美川村訪問介護事業所 | 愛媛県上浮穴郡美川村上黒岩2920番地1 | 平成16年7月31日 |
| 3873400356 | 社会福祉法人面河村社会福祉協議会 | 愛媛県上浮穴郡面河村洪草2310 | 通所介護 | 指定通所介護事業所デイサービスセンターおもご | 愛媛県上浮穴郡面河村洪草2310番地 | 平成16年7月31日 |
| 3870103938 | 特定非営利活動法人エム・アイ・シーえひめケアネットワーク | 愛媛県松山市北土居町295番地7 | 通所介護 | M・I・Cケアセンターどい | 愛媛県松山市土居町803番地1号 | 平成16年8月1日 |
| 3840340214 | 南予調剤株式会社 | 愛媛県宇和島市御幸町一丁目1-3 | 居宅療養管理指導 | エビス薬局 | 愛媛県宇和島市恵美須町二丁目7-1 | 平成16年8月1日 |

○愛媛県告示第2028号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護保険事業者番号 | 指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名 | 開設者の主たる事務所又は住所 | サービスの種類 | 指定居宅介護支援事業所 | | | 届出年月日 |
|------------|--------------------|------------------------|---------|-------------|-------------------|------------------------|------------|
| | | | | 名 称 | 所 在 地 | | |
| | | | | | 変 更 前 | 変 更 後 | |
| 3870102039 | 有限会社亀さんち | 愛媛県松山市桑原五丁目9-38花番地302号 | 居宅介護支援 | 亀さんち | 愛媛県松山市正門寺一丁目7番11号 | 愛媛県松山市桑原五丁目9-38花番地302号 | 平成16年7月8日 |
| 3810518054 | 医療法人十全会 | 愛媛県新居浜市北新町2-73 | 居宅介護支援 | 十全第二病院 | 愛媛県新居浜市中萩町9-52 | 愛媛県新居浜市角野新田町1-1-28 | 平成16年8月12日 |

○愛媛県告示第2029号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護保険事業者番号 | 指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名 | 開設者の主たる事務所又は住所 | サービスの種類 | 廃止に係る指定居宅介護支援事業所 | | 届出年月日 |
|------------|--------------------|---------------------------|---------|-----------------------------|----------------------------------|------------|
| | | | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 3873400026 | 久万町 | 愛媛県上浮穴郡久万町久万町212 | 居宅介護支援 | 久万町指定居宅介護支援事業所 | 愛媛県上浮穴郡久万町久万町71-1 | 平成16年7月31日 |
| 3873400059 | 社会福祉法人久万町社会福祉協議会 | 愛媛県上浮穴郡久万町久万町45-2 | 居宅介護支援 | 社会福祉法人久万町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所 | 愛媛県上浮穴郡久万町久万町45-2 | 平成16年7月31日 |
| 3873400265 | 社会福祉法人面河村社会福祉協議会 | 愛媛県上浮穴郡面河村洪草2310番地 | 居宅介護支援 | 面河村社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所 | 愛媛県上浮穴郡面河村洪草2310番地おもご高齢者生活支援ハウス内 | 平成16年7月31日 |
| 3873400315 | 社会福祉法人柳谷村社会福祉協議会 | 愛媛県上浮穴郡柳谷村大字柳井川923番地柳谷村役場 | 居宅介護支援 | 柳谷村指定居宅介護支援事業所 | 愛媛県上浮穴郡柳谷村大字柳井川846番地保健福祉センターやなだに | 平成16年7月31日 |
| 3873400323 | 社会福祉法人美川村社会福祉協議会 | 愛媛県上浮穴郡美川村上黒岩2923番地1 | 居宅介護支援 | 美川村居宅介護支援事業所 | 愛媛県上浮穴郡美川村上黒岩2920番地1 | 平成16年7月31日 |

○愛媛県告示第2030号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。
平成16年10月1日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護保険事業者番号 | 指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名 | 開設者の主たる事務所又は所在地 | サービスの種類 | 辞退に係る指定介護療養型医療施設 | | 届出年月日 |
|------------|------------------------|--------------------|-----------|------------------|--------------------|------------|
| | | | | 名称 | 所在地 | |
| 3813428095 | 久万町 | 愛媛県上浮穴郡久万町久万町65 | 介護療養型医療施設 | 国民健康保険久万町立病院 | 愛媛県上浮穴郡久万町久万町65 | 平成16年7月31日 |
| 3813028085 | 医療法人慶尚会 | 愛媛県四国中央市土居町蕪崎253-1 | 介護療養型医療施設 | 医療法人慶尚会恵康病院 | 愛媛県四国中央市土居町蕪崎253-1 | 平成16年8月10日 |

○愛媛県告示第2031号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する平成16年度の事業計画及び調査成果のシステム化の実施のための同年度における事業計画を次のとおり定めた。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加戸守行

| 調査を行う者の名称 | 調査地域 | 調査期間 | 摘要 |
|-----------|-----------|--------------|------------|
| 松山市 | 居相地区 | 平成17年3月31日まで | 地籍調査（概況調査） |
| 宇和島市 | 大字本九島の一部 | 平成17年3月31日まで | 地籍調査 |
| | 大字百之浦の一部 | 〃 | 〃 |
| | 大字蛤の一部 | 〃 | 〃 |
| 八幡浜市 | 大字向灘の一部 | 平成17年3月31日まで | 数値情報化 |
| 四国中央市 | 三島上柏町の一部 | 平成17年3月31日まで | 数値情報化 |
| | 新宮町新瀬川の一部 | 〃 | 〃 |
| | 新宮町馬立の一部 | 〃 | 〃 |

○愛媛県告示第2032号

農地法別表で定める小作地の面積に代るべき面積（昭和41年7月愛媛県告示第616号）の一部を次のように改正する。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加戸守行

表農地法第6条第1項第2号の小作地の面積の欄中「面積」の下に「（ヘクタール）」を加え、同表越智郡の項区域名の欄中「生名村」を「上島町のうち旧生名村の区域」に改め、「魚島村、弓削町、岩城村」を削り、「関前村」の下に「上島町のうち旧魚島村、旧弓削町及び旧岩城村の区域」を加え、同表温泉郡の項を次のように改める。

| | | |
|-----|-----|-----|
| 温泉郡 | 中島町 | 0.5 |
|-----|-----|-----|

表上浮穴郡の項区域名の欄中「久万町のうち旧川瀬村の区域、美川村のうち旧中津村の区域、柳谷村、」を削り、「旧小田町村の区域を除く。）」の下に「久万高原町のうち旧川瀬村、旧中津村及び旧柳谷村の区域」を加え、「久万町（旧川瀬村の区域を除く。）、面河村、美川村（旧中津村の区域を除く。）、」を削り、「うち旧小田町村の区域」の下に「久万高原町のうち旧久万町（旧川瀬村の区域を除く。）、旧面河村及び旧美川村（旧中津村の区域を除く。）」の区域」を加え、同表南宇和郡の項区域名の欄を次のように改める。

愛南町のうち旧御荘町（旧南内海村の区域を除く。）、旧緑僧都村及び旧一本松町の区域

愛南町のうち旧内海村、旧南内海村、旧城辺町（旧緑僧都村の区域を除く。）及び旧西海村の区域

表に次のように加える。

| | | |
|-----|-------------------------|-----|
| 東温市 | 旧南吉井村 | 0.7 |
| | 旧重信町（旧南吉井村の区域を除く。）、旧川内町 | 0.6 |

○愛媛県告示第2033号

農地法に基づく農地の最低限面積の指定（昭和45年11月愛媛県告示第1124号）の一部を次のように改正する。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加戸守行

表区域町村名等の欄中「魚島村、弓削町、生名村」を削り、「関前村」の下に「上島町」を加え、「久万町のうち旧久万町大字入野、柳谷村」を「久万高原町のうち旧久万町大字入野及び旧柳谷村」に、「御荘町」を「愛南町」に改め、「城辺町のうち」を削り、「西海町」を「及び旧西海町」に改め、「久万町のうち旧久万町（同町大字入野を除く。）」及び旧父二峰村、面河村、美川村、」を削り、「旧参川村」の下に「久万高原町のうち旧久万町（同町大字入野及び大字菅生五番耕地並びに同町のうち旧川瀬村を除く。）、旧面河村及び旧美川村」を加え、「内海村」を「愛南町のうち旧内海村」に改める。

○愛媛県告示第2034号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、重信町牛淵上井手土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・伊賀分地区）の施行を平成16年9月14日認可した。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2035号

新居浜市多喜浜土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・多喜浜新田地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する

同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・多喜浜新田地区）変更計画書の写し
- (2) 新居浜市多喜浜土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成16年10月4日から11月1日まで

3 縦覧場所

新居浜市役所

○愛媛県告示第2036号

西予市三瓶町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・朝立黒杭地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・朝立黒杭地区）計画書の写し
- (2) 西予市三瓶町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成16年10月4日から11月1日まで

3 縦覧場所

西予市役所

○愛媛県告示第2037号

改良普及員の駐在所の位置、名称及び担当区域の決定（昭和48年4月愛媛県告示第376号）の一部を次のように改正する。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加戸守行

表位置の欄中「岩城村」を「上島町」に改め、同表担当区域の欄中「岩城村、魚島村、弓削町及び生名村」を「上島町」に改める。

○愛媛県告示第2038号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成16年10月1日から10月14日まで

○愛媛県告示第2039号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定に基づき、漁港の指定の内容を次のように変更する。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加戸守行

| 名称 | 種類 | 所在地 | 区 域 | |
|----|-------|-----------------------|--|---|
| | | | 水 域 | 陸 域 |
| 柏崎 | 第2種漁港 | (変更後) 南宇和郡愛南町 | (変更後) 愛南町柏崎清水鼻東北端から同町柏崎スベリ箸トビガス鼻西南端までを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面 | (変更後) 愛南町柏崎字清水252番地第2から同町柏崎タカメ木2226番地第13に至る水域内の水際線から幅50メートル以内の地域 |
| | | (変更前) 南宇和郡内海村大字柏崎 | (変更前) 内海村大字柏崎清水鼻東北端から柏崎スベリ箸トビガス鼻西南端までを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面 | (変更前) 内海村大字柏崎字清水252番地第2から同町柏崎タカメ木2226番地第13に至る水域内の水際線から幅50メートル以内の地域 |
| 西浦 | 第2種漁港 | (変更後) 南宇和郡愛南町 | (変更後) 愛南町内泊小防波堤基部を中心として半径960メートルの円内の海面 | 水域内の水際線から幅50メートル以内の地域 |
| | | (変更前) 南宇和郡西海町大字内泊 | (変更前) 西海町大字内泊小防波堤基部を中心として半径960メートルの円内の海面 | |
| 福浦 | 第2種漁港 | (変更後) 南宇和郡愛南町 | (変更後) 愛南町麦ヶ浦笠ハズシ東端から同町樽見樽見鼻東端までを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面 | (変更後) 愛南町福浦岡山川から同町福浦南端防波堤延長線との間の水際線から幅50メートル以内の地域 |
| | | (変更前) 南宇和郡西外海村大字福浦 | (変更前) 西外海村大字福浦笠ハズシ東端から樽見鼻東端までを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面 | (変更前) 西外海村大字福浦岡山川から同町福浦南端防波堤延長線との間の水際線から幅50メートル以内の地域 |
| 船越 | 第2種漁港 | (変更後) 南宇和郡愛南町 | (変更後) 愛南町越田亀倉鼻の先端と同町下家樽見鼻の先端とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面 | (変更後) 愛南町越田亀倉鼻先端から33度28メートルの地点（イ点）に引いた線、イ点から33度200メートルの地点（ロ点）に引いた線、ロ点から358度126メートルの地点（ハ点）に引いた線、ハ点から12度118メートルの地点（ニ点）に引いた線、ニ点から58度91メートルの地点（ホ点）に引いた線、ホ点から10度210メートルの地点（ヘ点）に引いた線、ヘ点から322度30分143メートルの地点（ト点）に引いた線、ト点から100度1分144メートルの地点（チ点）に引いた線、チ点から275度30分29メートルの地点（リ点）に引いた線、リ点 |

から 293 度 130 メートルの地点（ヌ点）に引いた線、ヌ点から 275 度 200 メートルの地点（ル点）に引いた線、ル点から 243 度 100 メートルの地点（オ点）に引いた線、オ点から 297 度 85 メートルの地点（ワ点）に引いた線、ワ点から 234 度 88 メートルの地点（カ点）に引いた線、カ点から 188 度 145 メートルの地点（ヨ点）に引いた線、ヨ点から 175 度 74 メートルの地点（タ点）に引いた線、タ点から 155 度 100 メートルの地点（レ点）に引いた線、レ点から 244 度 22 メートルの地点（ソ点）に引いた線、ソ点から 331 度 95 メートルの地点（ツ点）に引いた線、ツ点から 286 度 80 メートルの地点（ネ点）に引いた線、ネ点から 254 度 45 メートルの地点（ナ点）に引いた線、ナ点から 219 度 90 メートルの地点（ラ点）に引いた線、ラ点から 183 度 84 メートルの地点（ム点）に引いた線、ム点から 247 度 150 メートルの地点（ウ点）に引いた線、ウ点から 283 度 140 メートルの地点（ノ点）に引いた線、ノ点から 19 度 90 メートルの地点（ク点）に引いた線、ク点から 352 度 175 メートルの地点（ヤ点）に引いた線、ヤ点から 338 度 60 メートルの地点（マ点）に引いた線、マ点から 56 度 61 メートルの地点（ケ点）に引いた線、ケ点から 233 度 30 分 70 メートルの地点（フ点）に引いた線、フ点から 296 度 97 メートルの地点（コ点）に引いた線、コ点から 249 度 30 分 75 メートルの地点（工点）に引いた線、工点から 98 度 50 分 61 メートルの地点（テ点）に引いた線、テ点から 286 度 80 メートルの地点（ア点）に引いた線、ア点から 80 度 30 分 26 メートルの地点（サ点）に引いた線、サ点から 300 度 50 分 99 メートルの地点（キ点）に引いた線、キ点から 252 度 30 分 97 メートルの地点（ク点）に引いた線、ク点から 207 度 90 メートルの地点

（メ点）に引いた線、メ点から 220 度 50 メートルの地点（ミ点）に引いた線、ミ点から 282 度 55 メートルの地点（シ点）に引いた線、シ点から 322 度 67 メートルの地点（ヒ点）に引いた線、ヒ点から 252 度 20 分 106 メートルの地点（モ点）に引いた線、モ点から 198 度 30 分 83 メートルの地点（セ点）に引いた線、セ点から 277 度 68 メートルの地点（ス点）に引いた線、ス点から 236 度 80 メートルの地点（い点）に引いた線、い点から 351 度 30 分 178 メートル 50 の地点（ろ点）に引いた線、ろ点から 310 度 83 メートルの地点（は点）に引いた線、は点から 248 度 90 メートルの地点（に点）に引いた線、に点から 300 度 127 メートルの地点（ほ点）に引いた線、ほ点から 231 度 50 分 218 メートル 50 の地点（へ点）に引いた線、へ点から 219 度 30 分 116 メートル 50 の地点（と点）に引いた線、と点から 259 度 30 分 356 メートルの地点（ち点）に引いた線、ち点から 271 度 50 分 140 メートルの地点（り点）に引いた線、り点から 279 度 30 分 159 メートルの地点（ぬ点）に引いた線、ぬ点から 210 度 155 メートル 50 の地点（る点）に引いた線、る点から 145 度 10 分 87 メートルの地点（お点）に引いた線、お点から 198 度 142 メートル 50 の地点（わ点）に引いた線、わ点から 179 度 181 メートルの地点（か点）に引いた線、か点から 174 度 199 メートルの地点（よ点）に引いた線、よ点から 141 度 41 メートルの地点（た点）に引いた線、た点から 85 度 76 メートルの地点（れ点）に引いた線、れ点から 61 度 105 メートル 50 の地点（そ点）に引いた線、そ点から 128 度 30 分 53 メートル 50 の地点（つ点）に引いた線、つ点から 78 度 30 分 104 メートル 50 の地点（ね点）に引いた線、ね点から 166 度 180 メートル 50 の地点（な点）に引いた線、な

点から 113 度50分 154メートルの地点（ら点）に引いた線、ら点から88度 214メートルの地点（む点）に引いた線、む点から35度10分41メートルの地点（う点）に引いた線、う点から68度90メートルの地点（の点）に引いた線、の点から58度50分 142メートルの地点（く点）に引いた線、く点から98度 110メートルの地点（や点）に引いた線、や点から 132 度50分85メートルの地点（ま点）に引いた線、ま点から 230 度 107メートルの地点（け点）に引いた線、け点から 180 度50分91メートルの地点（ふ点）に引いた線、ふ点から 143 度85メートルの地点（こ点）に引いた線、こ点から86度50メートルの地点（え点）に引いた線、え点から 163度 140メートルの地点（て点）に引いた線、て点から 121度50分80メートルの地点（あ点）に引いた線、あ点から92度55メートルの地点（さ点）に引いた線、さ点から 149 度30分66メートル50の地点（き点）に引いた線、き点から94度91メートル50の地点（ゆ点）に引いた線、ゆ点から46度20分74メートルの地点（め点）に引いた線、め点から 110 度 100メートルの地点（み点）に引いた線、み点から 132 度50分45メートルの地点（し点）に引いた線、し点から 160 度35メートルの地点（ひ点）に引いた線、ひ点から 244度30分32メートルの地点（も点）に引いた線、も点から 176度 150メートルの地点（せ点）に引いた線、せ点から 109度30分99メートル50の地点（す点）に引いた線、す点から79度30分92メートルの地点（A点）に引いた線、A点から 110度50分47メートルの地点（B点）に引いた線、B点から82度40メートルの地点（C点）に引いた線、C点から51度55メートルの地点（D点）に引いた線、D点から83度89メートルの地点（E点）に引いた線、E点から 141

度 110メートルの地点同町下久家樽見鼻先端に引いた線及び水際線により囲まれた地域

（変更前）
南宇和郡
西海町

（変更前）
西海町大字越田亀倉鼻の先端と大字船越樽見鼻の先端とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

（変更前）
西海町大字越田亀倉鼻先端から 337 度28メートルの地点（イ点）に引いた線、イ点から33度 200メートルの地点（ロ点）に引いた線、ロ点から 358 度 126メートルの地点（八点）に引いた線、八点から 12度 118メートルの地点（二点）に引いた線、二点から58度 91メートルの地点（ホ点）に引いた線、ホ点から10度 210メートルの地点（ヘ点）に引いた線、ヘ点から 322 度30分 143メートルの地点（ト点）に引いた線、ト点から 100 度 1分 44メートルの地点（チ点）に引いた線、チ点から 275 度30分29メートルの地点（リ点）に引いた線、リ点から 293 度 130メートルの地点（ヌ点）に引いた線、ヌ点から 275 度 200メートルの地点（ル点）に引いた線、ル点から 243 度 100メートルの地点（オ点）に引いた線、オ点から 297 度85メートルの地点（ワ点）に引いた線、ワ点から 234度88メートルの地点（カ点）に引いた線、カ点から 188 度 145メートルの地点（ヨ点）に引いた線、ヨ点から 175 度74メートルの地点（タ点）に引いた線、タ点から 155 度 100メートルの地点（レ点）に引いた線、レ点から 244 度22メートルの地点（ソ点）に引いた線、ソ点から 331 度95メートルの地点（ツ点）に引いた線、ツ点から 286 度80メートルの地点（ネ点）に引いた線、ネ点から 254 度45メートルの地点（ナ点）に引いた線、ナ点から 219 度90メートルの地点（ラ点）に引いた線、ラ点から 183 度84メートルの地点（ム点）に引いた線、ム点から 247度 150メートルの地点（ウ点）に引いた線、ウ点から 283 度 140メートルの地点（ノ点）に引いた線、ノ点から19度90メートルの地点（ク

点)に引いた線、ク点から352度175メートルの地点(ヤ点)に引いた線、ヤ点から338度60メートルの地点(マ点)に引いた線、マ点から56度61メートルの地点(ケ点)に引いた線、ケ点から233度30分70メートルの地点(フ点)に引いた線、フ点から296度97メートルの地点(コ点)に引いた線、コ点から249度30分75メートルの地点(工点)に引いた線、工点から98度50分61メートルの地点(テ点)に引いた線、テ点から286度80メートルの地点(ア点)に引いた線、ア点から80度30分26メートルの地点(サ点)に引いた線、サ点から300度50分99メートルの地点(キ点)に引いた線、キ点から252度30分97メートルの地点(コ点)に引いた線、コ点から207度90メートルの地点(メ点)に引いた線、メ点から220度50メートルの地点(ミ点)に引いた線、ミ点から282度55メートルの地点(シ点)に引いた線、シ点から322度67メートルの地点(ヒ点)に引いた線、ヒ点から252度20分106メートルの地点(モ点)に引いた線、モ点から198度30分83メートルの地点(セ点)に引いた線、セ点から277度68メートルの地点(ス点)に引いた線、ス点から236度80メートルの地点(い点)に引いた線、い点から351度30分178メートル50の地点(ろ点)に引いた線、ろ点から310度83メートルの地点(は点)に引いた線、は点から248度90メートルの地点(に点)に引いた線、に点から300度127メートルの地点(ほ点)に引いた線、ほ点から231度50分218メートル50の地点(へ点)に引いた線、へ点から219度30分116メートル50の地点(と点)に引いた線、と点から259度30分356メートルの地点(ち点)に引いた線、ち点から271度50分140メートルの地点(り点)に引いた線、り点から279度30分159メ

ートルの地点(ぬ点)に引いた線、ぬ点から210度155メートル50の地点(る点)に引いた線、る点から145度10分87メートルの地点(お点)に引いた線、お点から198度142メートル50の地点(わ点)に引いた線、わ点から179度181メートルの地点(か点)に引いた線、か点から174度199メートルの地点(よ点)に引いた線、よ点から141度41メートルの地点(た点)に引いた線、た点から85度76メートルの地点(れ点)に引いた線、れ点から61度105メートル50の地点(そ点)に引いた線、そ点から128度30分53メートル50の地点(つ点)に引いた線、つ点から78度30分104メートル50の地点(ね点)に引いた線、ね点から166度180メートル50の地点(な点)に引いた線、な点から113度50分154メートルの地点(ら点)に引いた線、ら点から88度214メートルの地点(む点)に引いた線、む点から35度10分41メートルの地点(う点)に引いた線、う点から68度90メートルの地点(の点)に引いた線、の点から58度50分142メートルの地点(く点)に引いた線、く点から98度110メートルの地点(や点)に引いた線、や点から132度50分85メートルの地点(ま点)に引いた線、ま点から230度107メートルの地点(け点)に引いた線、け点から180度50分91メートルの地点(ふ点)に引いた線、ふ点から143度85メートルの地点(こ点)に引いた線、こ点から86度50メートルの地点(え点)に引いた線、え点から163度140メートルの地点(て点)に引いた線、て点から121度50分80メートルの地点(あ点)に引いた線、あ点から92度55メートルの地点(さ点)に引いた線、さ点から149度30分66メートル50の地点(き点)に引いた線、き点から94度91メートル50の地点(ゆ点)に引いた線、ゆ点から46度20分

74メートルの地点(め点)に引いた線、め点から110度100メートルの地点(み点)に引いた線、み点から132度50分45メートルの地点(し点)に引いた線、し点から160度35メートルの地点(ひ点)に引いた線、ひ点から244度30分32メートルの地点(も点)に引いた線、も点から176度150メートルの地点(せ点)に引いた線、せ点から109度30分99メートル50の地点(す点)に引いた線、す点から79度30分92メートルの地点(A点)に引いた線、A点から110度50分47メートルの地点(B点)に引いた線、B点から82度40メートルの地点(C点)に引いた線、C点から51度55メートルの地点(D点)に引いた線、D点から83度89メートルの地点(E点)に引いた線、E点から141度110メートルの地点樽見鼻先端に引いた線及び水際線により囲まれた地域

○愛媛県告示第2040号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、宇和島地方局建設部及び吉田町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市持田町122番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

(ア) 1区域

北宇和郡吉田町大字南君字牛川3049番8から同字牛川2903番21までの地先公有水面

(イ) 2区域

北宇和郡吉田町大字南君字牛川2903番21から同字新田2903番22までの地先公有水面

(ウ) 3区域

北宇和郡吉田町大字南君字新田2903番22から同字

新田2903番11までの地先公有水面

(エ) 4区域

北宇和郡吉田町大字南君字新田2903番3の地先公有水面

イ 区域

(ア) 1区域

次の①点と②点を直線で結んだ線並びに②点と①点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L.+2.25メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(北宇和郡吉田町大字南君字牛川2903番21の牛川物揚場に設置された金属鈹)は、北緯33度15分55秒、東経132度31分05秒の地点

①点は、基点から真北41度13分07秒8.43メートルの地点

②点は、①点から真北286度59分18秒3.01メートルの地点

(イ) 2区域

次の③点から⑫点までを順次直線で結んだ線並びに⑫点と③点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L.+2.25メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(北宇和郡吉田町大字南君字牛川2903番21の牛川物揚場に設置された金属鈹)は、北緯33度15分55秒、東経132度31分05秒の地点

③点は、基点から真北192度07分42秒4.14メートルの地点

④点は、③点から真北197度28分43秒6.83メートルの地点

⑤点は、④点から真北287度28分50秒2.00メートルの地点

⑥点は、⑤点から真北287度28分30秒1.50メートルの地点

⑦点は、⑥点から真北197度29分42秒1.80メートルの地点

⑧点は、⑦点から真北287度29分31秒13.71メートルの地点

⑨点は、⑧点から真北287度29分30秒4.24メートルの地点

⑩点は、⑨点から真北287度29分42秒29.80メートルの地点

⑪点は、⑩点から真北287度29分23秒2.00メートルの地点

⑫点は、⑪点から真北17度53分03秒6.82メートルの地点

(ウ) 3区域

次の⑬点から⑳点までを順次直線で結んだ線並びに㉑点と⑬点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L.+2.25メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(北宇和郡吉田町大字南君字牛川2903番21の牛川物揚場に設置された金属鈹)は、北緯33度15分55秒、東経132度31分05秒の地点

⑬点は、基点から真北 292 度50分03秒 52.97メートルの地点

⑭点は、⑬点から真北 284 度36分28秒4.80メートルの地点

⑮点は、⑭点から真北14度37分29秒2.00メートルの地点

⑯点は、⑮点から真北 282 度45分24秒5.68メートルの地点

⑰点は、⑯点から真北 279 度33分39秒9.66メートルの地点

⑱点は、⑰点から真北 275 度44分08秒9.65メートルの地点

⑲点は、⑱点から真北 272 度16分21秒7.83メートルの地点

⑳点は、⑲点から真北 269 度11分03秒7.83メートルの地点

㉑点は、㉑点から真北 266 度54分58秒3.65メートルの地点

㉒点は、㉒点から真北 264 度16分27秒9.65メートルの地点

㉓点は、㉓点から真北 260 度27分09秒9.66メートルの地点

㉔点は、㉔点から真北 256 度38分16秒9.65メートルの地点

㉕点は、㉕点から真北 252 度49分10秒9.65メートルの地点

㉖点は、㉖点から真北 249 度35分27秒6.69メートルの地点

㉗点は、㉗点から真北 246 度21分20秒0.65メートルの地点

㉘点は、㉘点から真北 336 度00分59秒6.46メートルの地点

(エ) 4 区域

次の㉙点から㉚点までを順次直線で結んだ線並びに㉚点と㉙点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（北宇和郡吉田町大字南君字牛川2903番21の牛川物揚場に設置された金属錐）は、北緯33度15分55秒、東経 132 度31分05秒の地点

㉙点は、基点から真北 278 度12分01秒149.86メートルの地点

㉚点は、㉙点から真北 156 度07分21秒7.75メートルの地点

㉛点は、㉚点から真北 248 度50分52秒3.80メートルの地点

㉜点は、㉛点から真北 338 度51分08秒1.50メートルの地点

㉝点は、㉜点から真北 248 度50分27秒4.13メートルの地点

㉞点は、㉝点から真北 248 度36分21秒 20.00メートルの地点

㉟点は、㉞点から真北 248 度15分51秒2.85メートルの地点

ルの地点

㉟点は、㉟点から真北 5 度26分56秒1.24メートルの地点

㊱点は、㉟点から真北 5 度25分46秒4.96メートルの地点

ウ 面積

1 区域 21.58平方メートル

2 区域 364.01平方メートル

3 区域 738.60平方メートル

4 区域 166.72平方メートル

合 計 1,290.91平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

北宇和郡吉田町大字南君字牛川3055番19から同字立目2095番8までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の①点から㉙点までを順次直線で結んだ線及び㉙点と①点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（北宇和郡吉田町大字南君字牛川2903番21の牛川物揚場に設置された金属錐）は、北緯33度15分55秒、東経 132 度31分05秒の地点

①点は、基点から真北97度23分19秒 40.36メートルの地点

②点は、①点から真北 182 度44分52秒107.45メートルの地点

③点は、②点から真北 283 度08分23秒146.75メートルの地点

④点は、③点から真北 283 度08分21秒 65.00メートルの地点

⑤点は、④点から真北 339 度56分37秒 66.74メートルの地点

⑥点は、⑤点から真北75度46分49秒 14.68メートルの地点

⑦点は、⑥点から真北 357 度21分15秒5.74メートルの地点

⑧点は、⑦点から真北65度01分25秒7.10メートルの地点

⑨点は、⑧点から真北 153 度04分47秒0.70メートルの地点

⑩点は、⑨点から真北65度54分55秒 41.38メートルの地点

⑪点は、⑩点から真北67度41分46秒 18.59メートルの地点

⑫点は、⑪点から真北72度44分18秒3.39メートルの地点

⑬点は、⑫点から真北80度29分46秒3.89メートルの地点

⑭点は、⑬点から真北86度44分16秒3.62メートルの地点

⑮点は、⑭点から真北88度40分05秒 19.98メートルの地点

⑯点は、⑮点から真北90度48分40秒3.19メートルの地点

- ⑰点は、⑯点から真北94度00分44秒3.14メートルの地点
- ⑱点は、⑰点から真北99度22分56秒3.89メートルの地点
- ⑲点は、⑱点から真北 106 度51分13秒 27.80メートルの地点
- ⑳点は、⑲点から真北73度41分12秒0.97メートルの地点
- ㉑点は、㉑点から真北 101 度00分56秒1.43メートルの地点
- ㉒点は、㉒点から真北13度05分22秒1.73メートルの地点
- ㉓点は、㉓点から真北 102 度06分41秒2.17メートルの地点
- ㉔点は、㉔点から真北17度45分19秒0.38メートルの地点
- ㉕点は、㉕点から真北 102 度53分47秒8.79メートルの地点

- ㉖点は、㉖点から真北 108 度00分54秒 27.31メートルの地点
 - ㉗点は、㉗点から真北 107 度48分06秒 20.73メートルの地点
 - ㉘点は、㉘点から真北 203 度59分30秒5.53メートルの地点
 - ㉙点は、㉙点から真北 106 度59分43秒 10.36メートルの地点
- ウ 面積
24,171.21平方メートル

- 3 埋立地の用途
 - 道路用地 約 900平方メートル
 - 漁港施設用地 約 340平方メートル
 - 水路用地 約 50平方メートル
 - 合 計 約 1,290平方メートル
- 4 出願年月日
平成16年9月14日

○愛媛県告示第2041号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成16年10月1日

愛媛県知事 加戸守行

| 検査済証の番号及び交付年月日 | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|------------------------------|---------------------------|----------------------|
| 16松局伊土検（開）第33号 平成16年9月17日 | 伊予市中村字織建甲211番1 | 伊予市中村163番地1 富 士 進 |

訓 令

○愛媛県訓令第12号

保 健 福 祉 部
地 方 局
保 健 所

保健所長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加戸守行

保健所長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

保健所長に対する事務委任規程（昭和30年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

本則第54号中「及びクリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）第1条の2の規定による」を「の規定によるクリーニング所又は無店舗取次店の営業、変更又は営業の廃止の」に改め、本則第54号の3の次に次の1号を加える。
54の4 クリーニング業法第9条の規定により、期間を定めて業務を停止すること。

本則第55号中「クリーニング所」の下に「又は業務用の車両」を加え、本則第55号の2中「営業者がクリーニング業法第3条又は第4条の規定に違反していると認められるときに、営業者に」及び「これらの規定を守らせるために」を削り、「むね」を「旨」に改め、本則第55号の3を削り、本則

第55号の4中「規定により、」の下に「期間を定めて」を、「閉鎖」の下に「若しくは業務用の車両の営業のための使用の停止」を加え、同号を本則第55号の3とし、本則第55号の5を本則第55号の4とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

准看護師試験の施行について

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成16年度准看護師試験を次のとおり施行する。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 試験の場所
松山市道後町2丁目11-14
愛媛看護会館・同看護研修センター
- 2 試験の日時
平成17年2月12日（土）13時00分
- 3 受験願書の提出期間
平成17年1月13日（木）から1月20日（木）まで。
ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるもの

は、受け付ける。

- 4 受験願書の請求先及び提出先
〒790 8570
松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県保健福祉部管理局保健福祉課医療対策室

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 996

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年10月1日

愛媛県人事委員会
委員長 稲瀬道和

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 368）の一部を次のように改正する。

別表第1 越智郡の項を次のように改める。

| | | | |
|-----|-----------------|----------------------------|----|
| 越智郡 | 上島町岩城3570番地 | 愛媛県立果樹試験場岩城分場 | 2級 |
| | 上島町弓削明神305番地 | 弓削高等学校 | |
| | 上島町魚島1番耕地1366番地 | 伯方警察署魚島駐在所 | |
| | 上島町弓削下弓削69番地1 | 伯方警察署弓削駐在所 | |
| | 上島町生名2121番地 | 伯方警察署生名駐在所 | |
| 1級 | 大三島町大字宗方3503番地1 | 伯方警察署宗方駐在所 | |
| | 関前村大字岡村甲697番地18 | 今治警察署関前駐在所 | |
| | 上島町岩城1528番地 | 今治中央地域農業改良普及センター改良普及員岩城駐在所 | |
| | 上島町岩城5751番地 | 伯方高等学校岩城分校 | |
| | 上島町岩城1533番地 | 伯方警察署岩城駐在所 | |

別表第1 南宇和郡の項所在地の欄中「西海町福浦958番地」を「愛南町福浦958番地」に改め、同項中

| | | |
|-------------|------------|------|
| 内海村柏374番地 | 御荘警察署内海駐在所 | を |
| 御荘町中浦866番地 | 御荘警察署中浦駐在所 | |
| 愛南町中浦866番地 | 御荘警察署中浦駐在所 | に改める |
| 愛南町柏374番地 | 御荘警察署内海駐在所 | |
| 愛南町船越1314番地 | 御荘警察署船越駐在所 | |

別表第2 南宇和郡の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第4号

へき地等学校の指定（平成13年12月愛媛県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成16年10月1日

愛媛県人事委員会
委員長 稲瀬道和

1(1)の表越智郡の項学校名の欄中

| |
|------------|
| 魚島村立高井神小学校 |
| 魚島村立魚島小学校 |
| 弓削町立弓削小学校 |
| 生名村立生名小学校 |

を 「上島町立高井神小学校
上島町立魚島小学校
上島町立弓削小学校
上島町立生名小学校」 に改め、同表南宇和郡の項同

欄中 「内海村立魚神山小学校
城辺町立僧都小学校
宿毛市・一本松町篠山小中学校組合立篠山小学校
西海町立福浦小学校
西海町立西浦小学校」 を

「愛南町立魚神山小学校
愛南町立家串小学校
愛南町立中浦小学校
愛南町立僧都小学校
愛南町立福浦小学校
愛南町立西浦小学校
宿毛市・愛南町篠山小中学校組合立篠山小学校」 に改める

1(2)の表越智郡の項学校名の欄中 「魚島村立高井神中学校
魚島村立魚島中学校
弓削町立弓削中学校
生名村立生名中学校」

を 「上島町立高井神中学校
上島町立魚島中学校
上島町立弓削中学校
上島町立生名中学校」 に改め、同表南宇和郡の項同

欄中 「城辺町立僧都中学校
宿毛市・一本松町篠山小中学校組合立篠山中学校
西海町立福浦中学校」 を

「愛南町立内海中学校
愛南町立中浦中学校
愛南町立僧都中学校
愛南町立福浦中学校
宿毛市・愛南町篠山小中学校組合立篠山中学校」 に改める

2(1)の表越智郡の項学校名の欄中「岩城村立岩城小学校」を「上島町立岩城小学校」に改め、同表南宇和郡の項同欄中「内海村立家串小学校」「愛南町立柏小学校
御荘町立中浦小学校」を「愛南町立船越小学校」に改める

2(2)の表越智郡の項学校名の欄中「岩城村立岩城中学校」を「上島町立岩城中学校」に改め、同表に次のように加える

| | |
|------|-----------|
| 南宇和郡 | 愛南町立西海中学校 |
|------|-----------|

3(1)の表に次のように加える。

| | |
|------|-----------|
| 南宇和郡 | 愛南町立赤水小学校 |
|------|-----------|

3(2)の表南宇和郡の項を削る。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第11号

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則及び警備業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定

める。

平成16年10月1日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則等の一部を改正する規則

(愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部改正)

第1条 愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則(昭和45年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の⁽¹⁹⁾の表御荘警察署所在地の項所管区の欄中「菊川、平山、長洲、平城」を「御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城」に、「和口、長月、深泥」を「御荘和口、御荘長月、御荘深泥」に改め、同表城辺駐在所の項同欄中「平城」を「御荘平城」に改める。

(警備業法施行細則の一部改正)

第2条 警備業法施行細則(平成15年愛媛県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表11中「菊川、平山、長洲、平城、和口、長月、深泥」を「御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月、御荘深泥」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。